

## 第58回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成26年10月30日(木) 14:00~16:07

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 黒澤 昌子、津谷 典子

(専 門 委 員) 青山 貴子、鈴木 眞理、矢口 悦子

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 文部科学省生涯学習政策局政策課：出澤教育分析官ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第58回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

私は、統計委員会委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます東京大学の白波瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただきありがとうございます。

今回は、去る平成26年10月20日の第80回統計委員会において総務大臣から諮問された「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更」についての審議を行います。今回審議をお願いいたします委員及び専門委員につきましては、お手元の資料4-1として名簿をお配りしています。名簿の順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、黒澤委員から順にお願いいたします。

○黒澤委員 政策研究大学院大学の黒澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 津谷委員、お願いいたします。

○津谷委員 慶應大学の津谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 次は、青山専門委員、お願いいたします。

○青山専門委員 山梨学院大学の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 鈴木専門委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 何か紛らわしいのですが、青山学院大学の鈴木眞理と申します。これで「まこと」と言います。女性ではありません。一見、女性活用で全員女性のように見えますが、男性です。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 矢口委員、お願いいたします。

○矢口専門委員 東洋大学の矢口悦子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 また、審議協力者として、関係府省、東京都及び神奈川県からも御参加

いただいておりますので、お座席順に一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からお願いいたします。

○藤原財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田邊厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保険社会統計課世帯統計室長 厚生労働省の田邊と申します。よろしく申し上げます。

○齋藤農林水産省統計部統計企画管理官補佐 農林水産省の齋藤です。よろしく申し上げます。

○三瀬経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室統計指導官 経済産業省の三瀬です。よろしく申し上げます。

○平沢国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省の平沢と申します。よろしく申し上げます。

○岡嶋東京都教育庁総務部教育情報課統計調査係長 東京都教育庁の岡嶋と申します。よろしく申し上げます。

○三浦神奈川県教育局行政部行政課主査 神奈川県教育委員会の三浦と申します。よろしく申し上げます。

○白波瀬部会長 続いて、事務局、調査実施者からも自己紹介をお願いいたします。

では、統計委員会担当室からお願いいたします。

○伊藤内閣府統計委員会担当室室長 統計委員会担当室の伊藤と申します。よろしくをお願いいたします。

○廣瀬内閣府統計委員会担当室調査官 統計委員会担当室調査官の廣瀬です。よろしくをお願いいたします。

○白波瀬部会長 総務省政策統括官室からお願いいたします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 共同で事務局を担当しております、総務省政策統括官室の山田と申します。よろしくようお願い申し上げます。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 同じく統括官室の金子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 同じく統括官室の宮内と申します。よろしくをお願いいたします。

○森岡総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査担当主査 同じく統括官室の森岡と申します。よろしく申し上げます。

○白波瀬部会長 では、文部科学省の方からも自己紹介をお願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 文部科学省生涯学習政策局の出澤と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官 同じく生涯学習政策局政策課調査統計企画室の専門官、林と申します。よろしくお願い申し上げます。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 同じく調査統計企画室の筒井と申します。よろしく申し上げます。

○川瀬文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門調査係専門職 同じく調査統計企画室の川瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

○植原文部科学省生涯学習政策局社会教育課法規係長 文部科学省生涯学習政策局社会教育課の植原と申します。よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それから、部会長不在時に部会長の職務を代行する部会長代理には、従来から津谷委員にお願いしておりますので、御承知おきくださいませ。よろしくお願ひいたします。

最初に、部会審議の方法について皆様の御了解を得ておきたいと思ひます。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められております。総務省統計審査官室がその基準に即して事前審査した結果が、お手元の資料3-1の「審査メモ」として本部会に示されております。

また、今回、この「審査メモ」では、社会教育調査の前回の統計委員会答申（平成20年4月答申）において示された今後の課題や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（基本計画）で指摘されている事項等への対応状況についても整理しております。

部会の審議は、基本的にこの「審査メモ」に沿って行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入る前に本日の配布資料や今後の審議スケジュールについて事務局から説明をお願ひいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 まず、配布資料ですが、本日の配布資料は、資料1として統計委員会諮問資料、資料2として統計委員会諮問資料の参考、資料3の審議関連資料として資料3-1の審査メモ、資料3-2の審査メモに対する文部科学省の回答、資料4のその他として、資料4-1として本部会の構成員名簿、資料4-2として審議予定をお配りしております。資料に過不足等ありましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、次に、審議のスケジュールですが、資料4-2を御覧ください。本諮問に対しては、平成27年1月の統計委員会にて答申を頂きたいと考えております。そのため、本日を含め3回の部会審議を予定しております。

審議に当たっては、最初に総務省統計審査官室から資料3-1の審査メモにおける審査結果や論点について御説明し、その後、文部科学省から必要に応じて補足説明をしていただきます。それらを受けて、皆様に御審議いただきたいと思っております。

3回の部会審議のうち、本日は、主に各調査票における調査事項の変更についての御審議をお願ひいたします。

11月28日に開催する2回目の部会におきましては、平成20年の統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況などについて御審議いただく予定としております。こ

れら2回の部会により、資料3-1の審査メモについての審議をおおむね終えたいと考えております。

12月22日の3回目の部会におきましては、答申案についての最終的な審議と取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、3回で終了しなかった場合には、大変恐縮ですが、予備として設定しております平成27年1月9日に第4回の部会を開催させていただきますので、御了承ください。

以上の部会審議を経た上で、平成27年1月29日に開催予定の統計委員会に答申案を諮り、答申を頂きたいと考えております。

それから、審議対象である個別事項に関する統計（結果表）様式の案につきましては、調査実施者である文部科学省が作成し、本部会に資料として提出しております資料3-2の9ページから16ページまでがそれに当たります。その資料を御覧いただき、その適否等について御検討いただいた上で、御意見がある場合には、その内容を次回の部会までに事務局であります政策統括官室まで御連絡願います。この関係で御意見等をお寄せいただく期限などを含め、本日の最後に事務局から改めて御連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、総務省統計審査官室から、社会教育調査についての諮問の概要について御説明いただき、引き続いて調査実施者である文部科学省から補足説明をお願いいたします。

では、諮問の概要について、統計審査官室の金子調査官に説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、お手元の資料2に基づきまして、社会教育調査の変更等に係る諮問の概要として、調査の概要、諮問事項及び審議の留意事項につきまして簡潔に御説明をさせていただきます。

初めに、調査の概要について御説明を致します。お手元の資料2の5ページ目、「社会教育調査の概要」という資料を御覧いただければと思います。

社会教育調査は、文部科学省が実施する基幹統計調査として、その目的は、一番上の「調査の目的」に記載しておりますとおり、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることです。ここでいう社会教育につきましては、社会教育法という法律がありまして、この中で学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）と定義されているものです。

調査ですが、その下の「調査の周期」以降に記載しておりますけれども、調査は昭和30年に開始されまして、昭和50年以降は3年ごとに実施しております。全ての都道府県及び市町村教育委員会、これは全体で約1,800ほどありますが、こちらと、更に全ての社会教育施設等約7万1,600を対象といたしまして、教育委員会につきましては社会教育行政調査票という調査票を用いまして、社会教育関係職員数あるいは社会教育委員の数といったこと

を調べております。

また、施設につきましては、施設の種別別に作成している8種類の調査票、例えば公民館調査票とか図書館調査票といったものですが、こういった調査票を用いまして、それぞれ施設の職員数、施設の設備の状況、事業の実施状況等を都道府県教育委員会又は市町村教育委員会を經由した郵送又はオンライン調査で調査しております。

調査結果につきましては、一番下、「利活用状況」のところに簡単に記載してありますが、社会教育法等の法律、あるいは施設の設置基準の改正、これらに係る検討、更には、教育基本法に基づく教育振興基本計画の策定、こういったものの基礎資料として活用されているほか、例えば中央教育審議会、あるいは文化審議会といった関係審議会の資料という形でも幅広く活用されているところです。

次に、今回の諮問事項ですが、大別いたしますと調査計画の内容の変更と基幹統計の名称の変更、この2つの変更を承認することについてです。

最初に、調査計画の内容の変更についてですが、資料を1枚おめくりいただきまして6ページを御覧いただければと思います。

上段の枠書きには「近年の重要課題」といったことで今回の変更の背景について、また、下段の枠書きには「平成27年度社会教育調査のポイント」ということで、上段の枠書きに対応して、今回主にどのような変更を予定しているのかについて整理しております。

まず1つ目の変更ですけれども、上段の枠書きの最初の○の一番目のポツの記載ですが、近年、社会教育法の改正によりまして、教育委員会に対し社会教育に関する助言を行う社会教育委員、それから、公民館の事業に関する調査・審議を行う公民館運営審議会の委員、こういった委員の委嘱基準につきまして、従前は社会教育法という法律で直接規定されていたものが、地方公共団体の条例によるものに変更されたところです。これによりまして、従来、社会教育法で規定されていた社会教育関係者の方々のほかに、条例で定める者も社会教育委員等に委嘱することが可能になったところです。

このことへの対応と致しまして、下段の枠書きの最初の○に整理しておりますけれども、具体には資料の2ページを御覧いただければと思いますが、こちらの上段の表にありますとおり、社会教育行政調査票等における社会教育委員会等の構成員に関する設問の選択肢ということで、この表の一番右側が現行のものですけれども、従来は法律で規定されていた、例えば学校教育関係者とか社会教育関係者とか、こういった方々について選択肢を設けていたところですが、真ん中の「変更後」というところで下線を引いておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、条例で定める方も対象になりましたので、選択肢としてそれを追加することが計画されています。

恐縮ですが、もう一度資料の6ページにお戻りいただきまして、上段の枠書きの最初の○の2番目のポツの記載ですけれども、社会教育法等の改正に関連したものといたしまして、公民館や図書館等におきましては、社会教育法等において運営状況の評価、さらに、その結果の公表といったものについて努力義務の規定が新設されたところです。このこと

への対応といたしまして、下段の枠書きの2つ目の○に記載しておりますとおり、公民館調査票等において自己評価の有無、あるいは、その評価結果の公表の有無を把握するための調査事項の追加が計画されているところです。

それから、2つ目の変更ですけれども、上段の枠書きの2つ目の○の記載ですが、平成24年に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律という新たな法律が制定されたところです。これによりまして、従来、法的位置付けのなかった演劇等を行うホール、いわゆる文化会館などと言われている施設につきまして、法的位置付けが整備されたところです。このことへの対応と致しまして、下段の枠書きの3つ目の○に記載のとおり、従前の文化会館調査票につきまして、その名称を「劇場、音楽堂等調査票」へ改めるとともに、調査対象の属性的範囲等の記載を変更することが計画されております。

ただ、これらの変更は名称に係る形式的な変更で、調査対象に関する実質的な変更を伴うものではないものです。

それから、3つ目の変更ですが、上段の枠書きの3つ目の○の記載の部分です。近年、情報通信技術が急速に進展しつつありまして、これにより、社会教育等への情報通信技術の活用可能性も増加してきているところです。このことへの対応と致しまして、下段の枠書きの4つ目の○に記載のとおり、公民館調査票等における情報ネットワークによる情報提供方法について、従前はホームページだけだったのですが、それに、更にメールマガジン及びソーシャルメディアといった選択肢を追加いたしまして、この関係につき、より詳細に把握することが計画されております。

それから、4つ目の変更ですが、上段の枠書きの4つ目の○の記載の部分です。公民館につきましては、東日本大震災の発生を契機と致しまして、避難所としての機能が再認識されてきているところです。ただ、一方、公民館の中には昭和56年に策定されました耐震基準の策定以前に建設されて、必ずしも十分な耐震性を有していないものも相当数あるものと考えられるところです。こうしたことから、下段の枠書きの5つ目の○に記載のとおり、公民館調査票におきまして耐震診断の実施の有無、あるいは、地方公共団体による避難所としての指定の有無を把握するための調査事項の追加が計画されているところです。

調査計画の内容変更は以上です。

次に、基幹統計の名称の変更です。また、資料の3ページ中段、「(2) 社会教育調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)」という見出しのところを御覧いただければと思います。

社会教育調査につきましては、現在、基幹統計調査の名称と、その調査の結果、作成される基幹統計の名称が同一になっています。このため、これらを分けるために基幹統計の名称を社会教育調査から適切な名称、例えば社会教育統計といった名称に変更することが計画されております。

続いて、審議の留意事項ですが、資料の3ページ下段の「3 特記事項」という部分を御覧いただければと思います。

今回、御審議をお願いしたい事項と致しましては、今、御説明いたしました調査計画の内容の変更や基幹統計の名称変更の適否といったもののほかに、平成20年調査に係る統計委員会答申で付された課題、あるいは、公的統計の整備に係る基本的な計画において指摘された課題、こうした課題や指摘事項への文部科学省の対応状況についても御審議を頂きたいと考えております。

このうち、平成20年調査に係る統計委員会答申で付された課題につきましては、具体的には資料の4ページの最初の行を御覧いただきたいのですが、2点ありまして、まず、関係主体、いわゆる社会教育施設とかそういった主体ごとの収入・費用構造や施設の利用者側の状況把握のための所要の改善というものが1点。それから、4ページ目の②に記載しておりますとおり、学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等の観点からの所要の改正、こういったことが課題として付されているところです。

ちなみに、学習内容の分類とは、公民館で実施されている学級・講座につきまして、その内容、例えば外国語とか球技とか園芸とかいろいろあるかと思いますが、そういった内容に応じて分類する区分でありまして、現在、最も細かいレベルでは78区分が設定されているところです。

また、本年3月に第2期の公的統計の整備に関する基本的な計画が閣議決定されたところですが、その中で社会教育調査につきましては、4ページの「また」以下のところですが、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備の検討が指摘されているところです。こうした課題あるいは指摘事項への文部科学省の対応状況についても御審議を頂きたいと考えているところです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続いて、文部科学省生涯学習政策局政策課の出澤教育分析官から、補足説明がありましたら、お願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 ありません。

○白波瀬部会長 では、詳細な議論については、基本的に個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的な話で、特にここで発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

それでは、これから社会教育調査の調査計画の変更内容について審議を行います。

審査メモにおいて、調査事項の変更については、他の調査票においても同様の変更が行われる場合には、審議を効率的に行うため、該当する審査メモの新旧対照表の下に「同様の変更」として記載しておりますので、これにより、当該変更内容に係る審議も同時に行ったものとしたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

限られた時間で効率的に御議論いただくため、審議の進め方としては、審査メモの論点に沿って、ある程度変更事項ごとにまとめて御説明いただき、その後、審査に移りたいと思います。

それでは、審査メモの3ページ、「(1) 調査対象の範囲の変更等」の「ア 女性教育施設調査票等」から5ページ「イ 文化会館調査票」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモの3ページを御覧いただければと思います。

まず、「調査対象の範囲の変更等」ということで、このうち、「女性教育施設調査票等」につきましては、調査計画中の調査対象となる属性的範囲に係る規定のうち、現行の「一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む。)」を、「一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」といった形に変更することとしております。

これは、平成20年に公益法人関連三法という法律が施行されまして、新たに公益法人制度が創設されたことに伴いまして、民法の旧第34条の規定で設立されておりました非営利の社団法人又は財団法人、これらにつきましては一定期間後に公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に移行することとなりました。また、この移行期間中に移行のための登記を行っていないものについては、移行期間中は特例民法法人ということで民法で定めていた社団法人等と同様の取扱いにすることとされていたところです。

前回の社会教育調査時点におきましては、移行期間中であったということで、特例民法法人も属性的範囲に含むこととしておりましたが、次の平成27年調査の実施時点では、移行期間が経過した後ということで、「特例民法法人」という文言を削除するとともに、新たな公益法人に係る属性的範囲を明確にするため、「公益社団法人・公益財団法人」という文言を追加するものです。

これにつきましては、法令の改正に伴い、調査対象の属性的範囲に係る表記を形式的に変更するものということで適当と考えているところです。

次は、「文化会館調査票」についてです。これは、審査メモの5ページを御覧いただければと思います。

先ほど、「諮問の概要」の中でも少し御説明申し上げましたが、平成24年に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律という新たな法律が制定・施行されたところです。これを踏まえまして、文化会館調査票について、その名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲に係る施設の名称を変更することとしております。

この法律によりまして、劇場、音楽堂等、従前ですと文化会館等と言われていた施設につきましては、それまで特段なされていなかった法的位置付けが整備されることとなったところです。

本変更は、これを踏まえまして、この法律の規定に沿ったより適切な調査票の名称及び調査対象の属性的範囲に係る施設の名称に変更するものです。これにつきましても、法令改正に伴いまして調査票の名称や調査対象の属性的範囲に係る表記を形式的に変更するも



のであり、適当と考えているところです。

この関係の御説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

「(1) 調査対象の範囲の変更等」の「ア 女性教育施設調査票等」から「イ 文化会館調査票」までにつきまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

法令改正に伴う名称変更が中心ではあるのですが、では、御意見がないようですので、御了解いただいたものといたします。ありがとうございます。

それでは、審査メモの6ページ、「ア 社会教育行政調査票等」の「(ア) 教育委員会事務局の社会教育関係職員数」から、10ページの「(ウ) 社会教育関係指導員数」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。審査メモの6ページを御覧いただければと思います。

「(2) 報告を求める事項の変更等」ということで、このうち、「社会教育行政調査票等」について、まず、「教育委員会事務局の社会教育関係職員数」におきまして、教育委員会事務局の職員に関し、現行では課長の内数として社会教育主事の発令者の人数のみを把握しているところですが、これにつきまして、課長の内数として「社会教育主事の資格を有する者」の人数に係る把握事項を追加し、さらに、その内数として社会教育主事の発令者の人数を把握する形に形式を変更する予定です。

また、「その他の職員(事務職員等)」という部分につきましても、その内数として「社会教育主事の資格を有する職員」の人数を把握するための事項を追加することとしております。

ここでいう社会教育主事は、社会教育法に基づきまして、教育委員会の事務局に置かれまして、社会教育を行う者に専門的・技術的な助言と指導を与える職員ということですが、近年の地方公共団体の行財政改革による人件費の削減等により、平成17年度には4,119人いらっしゃったわけですが、23年度には2,518人へと約4割減少している状況です。このため、社会教育行政における専門性の確保の観点から、社会教育主事の資格を有する者の任用や職員の資格取得を推進するために、社会教育主事の有資格者を把握することとしているものでありまして、これにつきましては適当と考えているところです。

次は、「社会教育委員数」ということで、審査メモの8ページを御覧いただければと思います。

本調査項目におきまして、社会教育委員に関しましては、現行では学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者の4つの区分に応じて人数を把握しているところですが、これらの区分に「その他の条例で定める者」という区分を追加することとしております。

これは、先ほど「諮問の概要」の中でも少し御説明いたしましたが、従来、社会教育委員は社会教育法によりまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する

活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとされていたところです。しかし、平成25年に制定されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、社会教育法の一部改正が行われまして、これまで社会教育法で定めていた社会教育委員の委嘱の基準に関する規定が削除されまして、社会教育委員は文部科学省令で定める基準、これは内容的には従前の社会教育法の規定と同様、社会教育委員は、先ほどの4つの区分の中から教育委員会が委嘱するという基準ですが、この基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされたところです。

こうしたことから、地方公共団体の条例により、従前からの学校教育関係者等以外の者も社会教育委員に委嘱することが可能となったことから、その実態を把握するために社会教育委員の構成に関する設問の区分を追加することとしているものです。

これにつきましては、社会教育委員の委嘱の実態に関するより詳細なデータは、委員の構成とか委嘱内容についての整備・充実といった社会教育委員制度の改正あるいは文部科学省から地方公共団体への指導・助言といった際に参考となるデータということで適当と考えているところです。

次に、審査メモの10ページを御覧いただければと思います。「社会教育関係指導員数」についてです。

社会教育関係指導員について、その数を把握する調査項目において、現行ですと「体育指導委員」とされている区分を「スポーツ推進委員」に改めることとしております。従前の体育指導委員に関しましては、従前、スポーツ振興法という法律に基づきまして、住民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員という形で委嘱されていたものです。しかし、平成23年にスポーツ振興法の全部を改正したスポーツ基本法が施行されまして、体育指導委員の役割等を担う非常勤職員としてスポーツ推進委員が委嘱されることとなり、このため、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に変更するものです。

これにつきましては、法令改正に伴いまして、調査項目の区分に係る表記を形式的に変更するものということで、適当と考えているところです。

この関係の説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

「(ア)教育委員会事務局の社会教育関係職員数」から「(ウ)社会教育関係指導員数」までについて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

矢口専門委員、お願いいたします。

○矢口専門委員 よろしくお願いいたします。

6ページの(ア)のところについてですけれども、社会教育主事の資格を有する者の把握をすることは大変望ましい変更だと思うのですが、回答者において少し困惑する点がないだろうか懸念される点がありまして、質問をさせていただきたいと思いますが、よろ

しいですか。

○白波瀬部会長 はい。

○矢口専門委員 社会教育主事の資格を有する者についての法の説明が7ページの注4のところにあります。その①から④の中で、①、②、④は混乱はないと思うのですが、③につきまして、いわゆる大学で社会教育主事課程というものを開設しているわけなのですが、そこで単位を取得して卒業した者が、その後1年間の実務経験を積んでいなければならないと規定されています。しかし、一般的に社会教育主事課程を履修した卒業生にしてみれば、自分は有資格であるというような解釈をしている場合があるのではないだろうか。その場合に、内数で質問された、課長職とかはないかもしれないのですが、非常勤であったり、初任で来たような人たちが、実務経験がないために資格がないというのが法の解釈どおりではあるのですが、社会教育主事の課程を学んできたということ、イコール、有資格であるという解釈でとってしまうというケースはないだろうかという懸念です。そのことは、同時に養成をしている大学の立場からすれば、逆にそれが見えた方がインセンティブが高まるというのでしょうか、社会教育主事の学びをすれば、それが職に生かされるということにつながるのを見てほしい数値ではあるのですが、法の解釈どおりにいきますと出てこない、それをどのように考えていらっしゃるかということです。

○白波瀬部会長 文部科学省、どうぞ。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 この調査の回答は、教育委員会の方をお願いしておりまして、教育委員会の方で法的な枠組みとか、今、おっしゃられたような点は十分承知しておると思います。ただ、一般の学生等から見て分かりやすいような表現がどこかにあるとか、きちんと示してあるか、そこは私どもも現段階では把握しておりませんので、そういうものがあるようであれば、次回、御案内させていただければと思います。そのような対応でよろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 少し確認なのですが、今、矢口委員からの御質問は、基本的にここで求められている人が正確に人数として上がっているのですかという御質問だと思うのです。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 この要件に該当しないと有資格者になりません。その有資格であるかどうかということは、教育委員会の方が関わりますので、そこは大丈夫だと思っています。

○白波瀬部会長 既にデータとしてお持ちなので、そこで見ているから自分で自己申告ではないので、そのこのところのずれはないという御回答だと思います。よろしいでしょうか。

○矢口専門委員 了解いたしました。

逆に、③で1年の経験がない人というものは、この数値には一切上がってこないということですね。

○白波瀬部会長 一応、法律上そう定められているので、資格を持つためには全部条件をクリアしないと有資格ではないので、そこは教育委員会の方で把握しているという御回答だと理解しましたが、よろしいでしょうか。

○矢口専門委員 何か出てくる方法がないか、もう少し工夫がないかということも検討していただければという希望もあります。今の回答については、教育委員会がきっちりこれに沿って回答するので混乱はないということで受け止めさせていただきましたが、そうしますと、実務経験がないために学んでいるものがそこに隠れて見えなくなってしまうところを把握する方法はないだろうかという私の意見です。

○白波瀬部会長 それは、有資格者としては基本的には上がってこない人がということですね。委員がおっしゃっていることは、実務経験がないがために、あともう一步のところまで有資格にならない潜在的な人たちというものも上げることができないかというような御指摘なのでしょうか。

○矢口専門委員 ただそれだけではなく、社会教育主事講習で養成されている人は完全に上がってくるけれども、大学の課程で養成されている人が出てこないという、そこに差が発生するという意見です。

○白波瀬部会長 分かりました。

鈴木専門委員。

○鈴木専門委員 それはもう資格の取り方の問題だから、主事講習の方と大学での課程での取得というものは初めから違っているのだから、それはそれでしょうがないかと思いません。その取り方の問題を変えて、主事講習でも大学の課程でも取れば、それで有資格者だという法令にすることならばそれで良いけれども、今はそこ自体が違っているのだから、それを変えないと何とも言えないことになるわけです。

○白波瀬部会長 そういう意味では、御指摘の問題意識は理解しましたが、範囲としては超えた議論かもしれませんので、よろしく願いいたします。

○矢口専門委員 了解いたしました。

○白波瀬部会長 鈴木専門委員。

○鈴木専門委員 6ページの表のところなのですが、現行もそうだと思うのですが、課長と社会教育主事というようになっているのですが、これは課長で発令されている人、社教主事で発令されている人、内だから外れているわけですね。内というのがあるわけですか。社教主事というものは現行でとっていますね。だから、横の社会教育主事のところには数字は入ってこないのですね。

○津谷委員 つまり、ダブルカウントはしないということですね。

○鈴木専門委員 これはしていないですね。現行の方で見て、課長に社会教育主事の資格があって発令しているという人がいるわけですね。それは、課長の方だけで内数はここに入って、こちらの社会教育主事のところには入ってこないということになるわけですか。

○津谷委員 この設問を見ると、普通縦に左から読んでいくだろうと思います。ですので、まず「課長」と来て、その課長の中で社会教育主事の資格を有する者はとなり、これを今回新しい情報として取るわけですね。以前は課長職に発令された人だけを取っていた。したがって、今回の設問では条件が3つかかってくるわけです。この課長に関する部分は良

いのですが、先ほどの鈴木専門委員のコメントにあったように、次の「社会教育主事」という項目がありますが、これは課長ではない社会教育主事についてということですね。普通に設問を読めば、恐らくそういうように解釈されるだろうと思うのですが、社会教育主事の欄が2つありますので、回答者が混乱しないようにする必要があります。ですから、少ししつこいかもしれませんが、2番目の社会教育主事について、課長でない者ということを明示しておく、間違わないのではないかと思います。普通、質問は左から順番に読んでいくので、恐らく迷わないだろうとは思いますが、念のため、この調査票の設計を工夫するか、下にきちんと注を付けて、ここでは課長以外の社会教育主事の人の数を記すようにと記しておく、恐らく同じ人をダブルカウントすることはないと思います。

○鈴木専門委員 ですから、社会教育主事の数が減っているというように言うけれども、課長にシフトしているということだって、社会教育主事として課長が増えているということはないのですが、そういうようなことだと読めないとも限らないわけだから、きちんと何らかの形でどのようにしているのかということを確認しておいた方が良いのかもしれない。

○白波瀬部会長 今回のポイントは、多分、津谷委員もおっしゃったように、ダブルカウントをする危険性があるので、ただ、字が結構小さくなっていますから、ここの中に入れることは少し難しいかもしれませんので、そのように二重にカウントすることがないように手引等でしっかり指示をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 そのようにさせていただきます。

○白波瀬部会長 では、そのほか何か御意見ありますか。  
では、この件につきましてはほかに御意見がないようですので、御了解いただいたものといたします。手引については修正ということです。

それでは、審査メモの12ページです。「(エ) 関係法人数」から15ページ「(カ) 指導者研修」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモの12ページを御覧いただければと思います。引き続き「社会教育行政調査票等」についてで、この中の「関係法人数」に関する調査項目ですけれども、従前は都道府県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置されている一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む。)の実法人数及び設置目的別法人数に関する調査事項が設けられていたわけですが、今回これを削除することとしております。

従前、民法で規定されていました社団法人又は財団法人につきましては、民法上の規定によりまして、事業が一つの都道府県内の区域内に限られるものについては、その都道府県が監督を行うこととされておりましたために、都道府県において関係の法人数を把握することが可能でした。しかしながら、先ほども少し触れましたが、新たな公益法人制度が創設されまして、その創設後に新設された一般社団法人とか一般財団法人については、都

道府県による監督が行われれないという仕組みになりまして、その都道府県においてそういった監督を通じた関係法人数の把握が困難になったという状況があります。

一方、公益社団法人又は公益財団法人へ移行する法人については、各都道府県の合議制の機関による報告徴収とか立入検査といったものが行われているということで、都道府県で関係法人数を把握することは可能ですが、ただ、別途、これらの法人から公益認定法等に基づいて都道府県に提出された事業報告等のデータが、内閣府等の総合情報サイトの中の「公益法人information」というデータベースで整理されておりまして、これにより都道府県別・事業の種類別に法人数を把握することが可能ということで、特に都道府県に対して関係法人数の報告を求める必要がないという状況です。

したがいまして、今回の変更、削除は、こうした状況を踏まえまして削除するということですが、若干検討が必要なのではないかと考えているところがあります。

具体的には、審査メモの13ページの上の「論点」に記載しておりますとおり、2点ありまして、まず1点目として、新たな公益法人制度の創設後に新設された一般社団法人及び一般財団法人、こういったものについて都道府県において法人数を把握することは困難になったということですが、何らかの把握する方法で考えられるものはないのかということ、さらに、2点目として、これまで関係法人数を把握していたということは、何らかの必要性があって把握していたものだろうと思っておりますので、そういったものが今後把握されなくなることで行政上問題がないのかどうか、やむを得ないことなのかどうかということですが、

次、審査メモの14ページを御覧いただければと思います。「社会教育行政調査票等」における「情報提供方法」についてです。

今回、教育委員会における社会教育事業の実施状況に関し、一般の人々に対して行っている情報提供の方法を把握する調査項目におきまして、その選択肢の表記につき、従前、「情報システムネットワーク」というものでありましたが、これを「情報ネットワーク」に、また、従前の「ポスター・パンフレット」を「機関紙（パンフレット）等」に改めることとしております。

まず、これらの選択肢のうち、情報システムネットワークにつきましては、インターネット等を利用して情報提供を行っているものに関し報告を求める趣旨で設けられていたものですが、その中の「システム」という文言によりまして、何らかの特段の情報システムが必要なものではないかといった誤解が生じるおそれがあるということで、今回、「システム」という文言を削除するということですが、

それから、「ポスター・パンフレット」という選択肢につきましては、ポスター類の掲示やパンフレットの配布により情報提供を行っているものに関し報告を求める趣旨で設けられているもので、この選択肢の中には教育委員会が独自に作成した機関紙への掲載といった件数も含まれるのですが、現行の表記ですとこの点が必ずしも明確ではない。また、本調査で他の調査票等において、この選択肢に該当するものの表記は「機関紙（パンフレット）等」と表記しておりますので、これに平仄を合わせるという趣旨から、今回、変更

するという事です。

これらにつきましては、報告者の誤解を防止し、報告の正確性の確保に資するという事で適当と考えているところです。

続きまして、「社会教育行政調査票等」における「指導者研修」ということで、審査メモの15ページの部分です。

今回、社会教育指導者を対象として実施した研修の実施件数及び参加者数を把握する調査項目におきまして、現行ですと「行政職員対象（社会教育主事等）」と「施設職員対象（公民館主事等）」、更に「有志指導者対象（民間団体等の指導者）」といった3区分別に把握しているところですが、この3区分を削除する計画です。

現行のこうした3区分につきましては、社会教育主事等を対象とした研修は社会教育法の第9条の6の規定に基づく、また、公民館の職員を対象とした研修は、同法の第28条の2の規定に基づくという、それぞれ個別の根拠となる規定に基づいて行われる。さらに、研修の受講者の中には実態として民間団体等の指導者も含まれていたということで、3区分別に研修の実施件数を把握するために区分を設けていたということです。

しかし、こういった指導者研修は、実際は3区分の職員等を対象に一括した形で実施されているのが実態である。したがって、これまで本調査事項についての報告においては、報告者が便宜的にこれらの区分ごとに参加者数を按分して報告しているということで、区分別の実施件数等について非常に厳格な報告を求めることは難しい状況であるということで、今回、3区分の統合を行うということです。

これについては、より研修の実態に即して調査項目を変更するという事で、私どもとしては適当と考えているところです。

ここの関係の説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモで示された論点に対する回答をお願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 資料3-2の1ページを御覧ください。

そちらの方で関係法人数についての論点を2点お示しいただいていますが、それについて回答を申し上げます。

最初が公益社団法人及び公益財団法人についてです。回答の最初の字句「公益財団法人」は「公益社団法人」に訂正させてください。

ついで、先ほど紹介がありました公式の情報サイト「公益法人information」を活用することでその数を把握することができることから、報告者負担軽減の観点から項目を削除するものです。ですから、特段の支障はないと考えております。

なお、このサイトでは、新制度へ移行した一般社団法人及び一般財団法人についてもサイトで把握することが可能となっております。

また、同サイトで把握できない新制度移行後新設された一般社団法人及び一般財団法人

については、各都道府県の法務局において届出のあった法人登記の事業内容等を個別に確認しないと分からないわけです。不可能ではないですが、国として特段の支援措置はなく、公益法人と比較して把握する必要性は低いと考えられるため、報告者の負担の大きさを考えると把握できないことはやむを得ない、そのように考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、「(エ) 関係法人数」から「(カ) 指導者研修」までについて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

では、矢口専門委員、お願いいたします。

○矢口専門委員 15ページの「指導者研修」についてなのですが、3区分を34都道府県からの要望があったことも踏まえて1区分にするというお話だったのですが、職員対象の研修と民間の研修という2区分にすることはできないだろうかということ。一気に3区分を1つにしてしまうということのようなのですが、先ほどのお話ですと、実態として一緒に含まれていたというお話ですが、それは職員研修を企画したところに民間の人も入り込んでいる実態があるということなのか、別々のものはしていないから区分しにくいということなのか、その辺が少しよく分からなくて、やはり職員と民間は分けられないだろうかという質問です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。文部科学省、どうぞ。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 この研修の区分けですが、行っているところでは多様な組合せがあるかと思えます。ですから、一つずつ現行の同じような形で3つに分けているところもあれば、一緒に行っているところもある。仮に一緒に行っているところがあるとしても、そこは実施件数、参加人数は大きくくりで良いのではなかろうかという観点から、この表の変更を予定しております。

○白波瀬部会長 要は、今までこれですと把握してきたこと自体が正確でなかったような話が出ているので、そうしたら、そもそも一緒にしても良かったのではないかという感じもあるのです。ここでのポイントは、恐らくなかなかいろいろな組合せがあるので、その中であえてカテゴリーを別々にすることによる負担を考えると、結局、負担が出ても正確な情報はなかなか得にくいということもあるらしい。この時点では、総数であれば、きっとそれは正確なのですよね。ということだと思うのですが、いかがでしょうか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私は専門家ではありませんが、説明を読むと、3つに元々分けていたということは、何か法律上の規定というか、何らかのニーズがあったのだらうと思えます。ただ、法律上のニーズを満たすことが目的化してはいけなくて、費用対効果を考えると、この3つに分けていた情報、つまり法律上の意味やニーズに加えて、実際どのようにこの情報を使っていたのが大切だと思います。言いかえれば、3つの区分を一緒にするわけですが、御説明によると、むしろこれが実態に近いというわけですね。そして、3つの区分別にそ



れだけの受講者がいれば別々に実施するかもしれないし、状況によって一緒に実施してしまうこともあったりして、それを一々区別することは難しいという御回答であったと思うのですが、結論から言うと、私は一緒にしてしまっても良いのではないかと思います。なぜかという、恐らくそれが実態であり、按分して出すこと自体に無理があり、そのように苦労して取られた情報を一体どう使うのか。

ただ、先ほど上の2つを一塊にして公のものと民間の2区分にすることも可能かと思えます。ただ、そこまでしても、実態が区別できなければ同じことですので、恐らく選択肢は3つの区分を一本化するか従来そのままにするのかということになるかと思えます。お話を聞いて、従来把握していたものがどのように使われていたのか、なぜこのように把握していたかという理由は大体分かりましたが、これを一緒にしたときに大きな不都合が生じるのでしょうか。答えはこの情報をどのように使うかということで決まってくるかと思えます。

○白波瀬部会長 では、鈴木専門委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 これは、今すぐ分かるのか。有志指導者対象というものは、数はどのくらいあるのか。実感で言うと、余り多くないような気はするのです。というのが1つ。だから、一緒にしてしまっても良いのではないかという感じはします。

ただ、しかし、今、社会教育行政が自分のところでやることをどんどん少なくしているわけです。民間にいろいろなことを任せているという全体の流れなわけですが、そのようなことを行っている。そのときに民間の有志指導者という言葉が良いかどうか分かりませんが、その研修には手助けする。そういう状況を分かるようにしようとするのでしたら意味があるとは思いますが、でも、多分元々少ないのですよね。

○白波瀬部会長 何かすぐ出ますか。

○鈴木専門委員 施設の職員と行政の職員というものは一体で実施することが多いはずで、そういうことで出る。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官 こちらの指導者研修ですが、恐らく、元々こちらの想定していた取り方は、社会教育主事、社会教育主事補の研修、社会教育法第9条の6、これはこれで単独で行うであろう。一方、公民館の職員の研修ということで第28条の2、これはこれでまた別途に行うのではないか。そういう想定の下、元々この設計をされたと考えております。

ただ、結局のところ、内容自体は社会教育主事であれ、公民館職員の研修であれ、いわゆる社会教育に携わる専門の職員の研修ということで、現場の実態としてはこれをまとめて研修を一度に実施している、そういうのが実態である。そこの中に有志指導者、民間の指導者、こういった方々も入ってきているという実態があるので、そこがもう分けられなくなってきたということで、社会教育調査でも按分で出さざるを得ないという実態があるということで、私どもとしても一本化せざるを得ないのではないかと考えております。

数字の方は、今、確認しております。

○白波瀬部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 それは分かっているのですが、私がお尋ねした理由は、ここで取った情報をどのように使うのかということです。情報を取るからには必ず目的が必要で、使わない情報を収集しても仕方がない。ですから、どのようにこの情報をお使いなのでしょう。つまり、これを一本化しても支障がないのですかということをお聞きしたのですが。

○白波瀬部会長 次にデータ等をお出しただいたら良いと思うのですが、今、まとめようと思って、もう一度、津谷委員の方から確認が出たのですけれども、それぞれの存在が法的な根拠の下で位置付けられているということは分かるのです。ただ、実態の方から見るとそれぞれ区別してそれぞれ研修を行っているわけではないので、統計としてはなかなか取りづらいという、そういう実態を反映した変更ということのようです。そこで、そもそも3つに区分けしたこのデータをどういう形で御活用されていたのかという情報を頂きたい。その情報について、実態を反映させた形で一緒にしてしまうことについては、恐らく致し方ないだろうと多分みんな思っているのですが、その根拠となる実態として今までどのような活用の仕方があったのかということ、鈴木専門委員からそれぞれについて何人ぐらいですかという御質問もあったのですけれども、それと併せて、次回までに資料を作ってくださいと思いますが、よろしいでしょうか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 そうさせていただきます。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

では、それ以外、何か御意見。

では、鈴木専門委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 その前の14ページ、「情報提供方法」なのですが、ポスターという言葉が消えるわけですが、博物館などを見ていくと、ポスターはかなり博物館にとっては愛着のあるというか、伝統的な手法であるのではないかと思うので、ポスターという言葉はどこかに入れられたら、機関紙とポスターが同じになってしまうということは何か変なものだから、何かないのかなという気はします。

○白波瀬部会長 文部科学省、いかがですか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 入れる方向で考えてみたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

青山専門委員、どうぞ。

○青山専門委員 同じところの話だったのですけれども、「情報提供方法」のところ、まず、3の「ポスター・パンフレット」を「機関紙（パンフレット）等」にすることについて、ポスターが機関紙の一属になることに少し違和感があります。恐らく2の「公共広報誌」のところとの種別を意識してのことだと思います。つまり、2以外の紙媒体のものを3で取りたいのかなと思いますので、例えば「機関紙・ポスター・パンフレット等」というような具体的な文言を並べた方が「その他」に流れるものが少なくなるのではないで

しょうか。もう一つ、1の「情報ネットワーク」ですが、「システム」を取っても、少しまだなじみのない言葉かもしれないと思います。4の「マスメディア」のところなどでは括弧で具体的に云々とありますので、今後新しい情報提供の仕方として、例えばメーリングリストやメールマガジンやSNSというのを意識してのことだとしたら、ここも括弧でそういった文言を多少事例として挙げておくと、回答者としては分かりやすいかなと思います。

○白波瀬部会長 文部科学省、いかがですか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 こちらも次回、このような形を考えたいということを御説明させてください。

○白波瀬部会長 では、御検討いただくということによりよろしくお願いいたします。

そのほか何かありますでしょうか。

黒澤委員、どうぞ。

○黒澤委員 余りよく分かっていないのですが、12ページの把握ができなくなってしまう部分ということがあるということなのですが、これまでこの区分で取っていた統計はどのように活用されていたのか、それを伺いたいです。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 今までは、いわゆる社団法人・財団法人は、それぞれ関係する主務官庁が合議制の認定とか設立認可を行っていました。その関係でそれぞれの主務官庁が税制要望の関係で必要があるところを行う、そのようなこともありましたので、把握しております。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官 少し補足説明をさせていただきますと、平成19年度までは、私ども文部科学省の方でこれらの関係団体に対して直接補助する補助制度がありまして、こういったことで数字を押さえてきたという経緯もあります。そのための基礎数字ということで押さえていた。しかしながら、平成20年度以降、この補助金は廃止となりまして、実務的にも必要性が薄れてきたということで、今回、この項目については廃止させていただければと考えております。

○白波瀬部会長 お金の切れ目は縁の切れ目でありますようで、そういうことではないかと思えます。よろしいですか。

では、ここにつきましても幾つか御意見が出まして、少し宿題を、次回、資料も出していただくということで進めさせていただきたいと思えます。

それでは、審査メモの16ページ、「イ 公民館調査票等」の「(ア) 指定管理の相手先」について、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当) 付調査官 それでは、御説明させていただきます。審査メモの16ページです。

「公民館調査票等」のうち、まず、「指定管理の相手先」ということで、公民館等について管理者が指定されている場合、当該管理者の法人種別を把握する調査項目において、

現行ですと「地方公共団体を指定」というものが選択肢の一つとしてあるわけですが、これを削除いたしまして、一方、「地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」という選択肢を追加することを計画しております。

そもそも指定管理者制度は、公の施設における住民サービスの質の向上といった観点で、公の施設の管理・運営を民間企業や各種法人等の団体に包括的に代行させるという制度です。ただ、指定先として審査メモ17ページの注3というところに少し記載してありますけれども、例えば県が整備した博物館について、その博物館の整備を要望した町が指定管理者として管理・運営を行っているケースが、地方公共団体が指定管理者に指定されるケースですが、これは言わばレアケースと言いますか、非常に少ないということで、こうしたことを踏まえて、地方公共団体の指定という部分は削除するということです。

一方、前回調査によれば、例えば指定管理を行っている公民館は1,161件あるそうですが、その中で「その他を指定」という選択肢を選択したものが823件と全体の約7割あるということで、「その他を指定」を選択した割合が多いことから、文部科学省の方で「その他を指定」を選択した公民館の中から一部抽出しまして、その相手先を確認したところ、地縁による団体（自治会とか町内会）といったものが約9割近くあったということで、これを踏まえて、今回、本設問の選択肢として「地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加するということです。

これにつきましては、出現率の高いケースを選択肢に加えるということで、指定管理の相手先の実態をより詳細に把握するためのものであるということで、おおむね適当と判断をしておりますが、若干確認することが必要な点があるのではないかと考えています。

具体には、17ページの下「確認事項」という部分です。今回のこの変更については、公民館調査票以外の7つの調査票においても同様な変更が計画されているわけですが、公民館以外についても同様の状況や事情があるのか、公民館以外の施設についても指定管理の相手先として地縁による団体というケースが多いのかどうか、これを確認する必要があると考えているところです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 資料3-2、1ページの下の方です。地縁団体の関係です。

各年度の社会教育調査の結果を見ると、地方公共団体を指定管理者とする施設の割合は、いずれの施設においてもごく少数です。これは、そもそも指定管理者制度の導入理由としてですが、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、民間能力を活用して住民サービス向上や経費の節減等を図ることが目的としてあるからだと考えております。

また、都道府県の担当者に確認したところ、公民館以外の施設についても指定管理者と

して指定する団体としては、他の地方公共団体より地縁団体の方が多いいということでした。

なお、指定管理の相手先の区分を他の社会教育施設共通のものとするすることで、施設の種類の相違の比較分析が容易になるものと考えております。

なお、口頭で補足説明させていただきたいのですが、まだ調査の詳細が確認できていないため文書に入れ込んでおりませんが、公民館以外の社会教育施設で地縁団体を指定管理者としているものとして、例えば野外活動施設とか体育施設などがあります。こちらの方は、18年度の総務省関係の研究所の調査結果、それから、24年の総務省の調査結果からそういうことが分かったわけですが、ただ、いずれにせよ、公民館以外のところはその割合は少ないという状況です、ということをお補足説明させていただきます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 今、公民館についての例が出されましたが、データをみると、指定管理を行っているものは確かに少ないと思います。ただ、私の理解がもし間違っていたら直していただきたいのですが、そもそも公民館というものは地方公共団体が直接管理している場合が多く、指定管理は、俗に言う一種のアウトソーシングのような形になるわけでしょうか。つまり、アウトソーシングするとき、こういうところに管理をしてもらいますというような、その管理者の種類がこの選択肢に出ているということでしょうか。

確かに、前回の調査の結果、「その他を指定」という回答が非常に多かった。そして「その他」がどういうところだったのかを調査したところ、自治会や町内会のような地縁をベースにした団体が多かったということで、それをくり出したわけですね。そこで、現行と変更案を比べてみると、現行の「その他を指定」のところから「地縁による団体」をくり出して、残りの非常に少なかった地方公共団体を「その他」に入れることになる。そうすると、データを扱う側から考えた場合、時系列データの連続性が損なわれることになります。もちろん現実を正しく反映した良いデータを取ることが調査の目的ですから、時系列情報の連続性の維持が目的ではないのですが、ただ、変化のトレンドをみるときに、現行の「地方公共団体」と「その他」と、今回の変更案2の「地縁による団体」と「その他」を合計したものが合致してくるということになるわけですが、時系列の連続性がそこで失われてしまうわけです。できるものならば、時系列データの継続性を図った方が良くはないかと統計を使用する側から思います。これが第1点です。

もう一つは、公民館以外の施設について同様の変更を見てみると、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、文化会館、生涯学習センターときたときに、地方公共団体が指定管理者になることが少ないことは分かります。ただ、地方公共団体が指定管理者になることは少ないというお答えだったのですが、どれくらい少ないのかというデータが示されていません。これらの異なった種類の施設についてそれを一々調査することは難しいということなのではないでしょうか。

それから第3点目ですが、前回の調査の結果、2の「地方公共団体を指定」という選択肢を選んだケースが他の調査票でどれくらいあったのかを確認する必要があるのではないかと思います。これは単純集計ですから、調査報告にも入っているのではないかと思います。

地方公共団体を指定管理者として選んだケースは少ないだろうとは思いますが、とにかく前の調査結果を確認して、今回の調査ではいきなり大きく変更してしまわないで、地方公共団体は残しておいてはいかがでしょうか。一方、「その他」に回答した割合が約8割というのは多すぎますので、ここから「地縁による団体」をくくり出したことは大変良いことだと思います。いずれにしても、調査票のスペースが確保できれば、地方公共団体はそのまま残しておいて、地縁による団体をくくり出した残りを「その他」にすると、時系列データの継続性を保っていくことができます。このようにすれば、現行の「その他」を「地縁による団体」と残りに分けるだけになります。そして、いろいろな法律や制度の変更があったようですので、今回の調査では「地方公共団体」は選択肢に残して、今回の調査の結果、本当に少なかったら、これは「その他」に統合するというのも一つの案かなというように私は思いました。

○白波瀬部会長 該当ケースが非常に少ないということは、カテゴリー自体の再検討ということで他の調査もそうだと思うのですが。

○津谷委員 信用していないわけではないのですが、他の調査票についてはよく分かりませんので。

○白波瀬部会長 実施者の方から何かあるようですので、よろしく願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 まず、数の方ですが、これは総務省の方の資料3-1の18ページの注4にあります。それで、今回、地縁を抜き出した理由は、委員がおっしゃったとおり、その他の数は公民館が一番大きいものですから、それを抜き出しました。その一方で、他の施設との比較をするために把握することとしています。

いずれにしろ、現在、導入割合は少ないところですから、これから多分増えていくと思います。どこかで切り替えるのであれば、このタイミングで行いたいということがこちらの希望です。

○津谷委員 了解しました。

○白波瀬部会長 今、津谷委員からあったと思うのですけれども、最初の件は、私も時系列のカテゴリーをなくすということは、どちらかというと実施者の方が難しいと言われることが多いように思います。このように最初に出てくること自体、最初は7カテゴリーにしようかなと、そこで話を進める方が、一応はステップとしては普通かなと思ったのですが、どうですか。

○津谷委員 統計学的な観点からいうと、私も部会長と同じように思います。当然、選択肢のカテゴリーを細分化することは、それらを足し合わせれば簡単に以前と同じカテゴリーを再構築できますので問題はないのですが、カテゴリーを入れ替えてしまいますと、そ

ここでカテゴリー全体が変わってしまいますので心配です。ですので、スペースがあるのなら、今回はカテゴリーを細分化するにとどめて、もう一つ新しいカテゴリーを加えてはどうかというご提案です。ただ、17ページの注2で説明されているように、17年度調査、20年度調査、23年度調査の結果をみると、地方公共団体の割合は確かに少ない。では、ずっと減少傾向が続いているのかということ、17年から20年には大きく減少していますが、その後は必ずしもはっきりとした傾向は見られません。17年から20年にかけての大きな減少以降の傾向ははっきりとは読めない、費用対効果にもよると思いますし、余りこれを詰めてしまって回答しにくくなるということがあるかとは思いますが、もしスペースがあるのでしたらこの選択肢は残しておいてはいかがですか。

○白波瀬部会長 社会体育の方は95ありますし。

○津谷委員 少し上がっています。

○白波瀬部会長 やはり少し安全策としては、こちらが言うことは変なのですけれども、7カテゴリーで、少し字が小さくなって、順番は、やはりここで普通は5で、6に「地縁による団体」が来て、その他という形の方がもしかしたら安全かもしれないという気がいたしますが、その辺りは、もうこれでいくということでしたら、それはそれで実施者の方の御判断とは思いますが。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 いずれどこかで変えなければいけない、そのタイミングをいつにするかということですが、やはりこれから指定管理者制度は、経費を効率的、効果的、サービス向上に資するということですから、増えていく傾向には変わりはないと思いますので、こちらとしては、できればこのタイミングで切り替えをさせていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 いつかは変わらなくてはいけないので、このタイミングでというお話ですが。

どうぞ。

○津谷委員 制度や法的な変更があつて、どうしても変えなければいけないということは確かにあると思います。ただ、いずれ変えなければいけないとおっしゃったのですが、私はそういうことを言っているわけではなく、もしできるのであれば、今回の調査を移行期間として残し、その結果、割合が本当に少なくなっているようならば、次回の調査で、「地方公共団体を指定」を「その他」と一緒にしてもよろしいのではないのでしょうか。そうでないと、ご提案の通り変更すると、選択肢のいくつかが入れ替わることになり、意味が変わってきてしまいますので、少し心配ではありませんかということをおっしゃっているのです。ここで文部科学省と意見を戦わせるということではないのですが、統計というものは一回とってしまいますと後に引き返せませんので、調査票にスペースがあるのならば、前回の調査の結果、約8割あった「その他」という選択肢を、今回は「地縁による団体」とその残りの「その他」に分割するだけになさってはいかがですかというサジェスションです。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 次回、改めて御返事申し上げます。

○白波瀬部会長 御検討していただけますか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 全体の中での視点でどう考えるか。

○白波瀬部会長 時系列の話を、ここでデータは出ていますが、もう一度御検討いただきまして、変更するのであれば丁寧にとということが意見として委員からもあったと思います。

そのほかどうでしょうか。鈴木専門委員。

○鈴木専門委員 関連して今のところ、18ページの、こういうのを見てしまったこと、気が付いてしまったことを言うことはいけないというわけではない、18ページの上の注4の表ですが、社会体育施設もその他が多いのですね。これは割合でいくとどうするのですか。これは、地縁団体ではないでしょうね。あるいは、会社プラス何とかとか、今、そういうようなりエゾンして行うものも流行りであるし、何が来るのか、どうせどこかで変えるのでしたら、そのときに大きく変えて、今回はそれほど大きな変更をしないで、おっしゃるそこだけ地縁団体を出してみるとか加えてみるような感じにした方が良いかもしれないし、今回は時間がないでしょうから、この1,770がどうなっているかということはおもしろい話、社会体育施設自体が多様だから分からないのですよね。そこも含めて、余り大きな変更ではなくてということが良いのかなというように思いました。

○白波瀬部会長 それは、そもそも確認事項として入っていたのですが、やはり公民館で一緒に行ってしまう。でも、施設の中で状況が変わっているように思うので、もう少し丁寧に御検討をいただきまして、次回までに資料をお願いしたいと思います。

そのほかはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただきたいと思います。

それでは、審査メモの19ページの「(イ) 職員数」から21ページ「(ウ) 職員に対する研修の実施の有無」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。審査メモ19ページです。

引き続き「公民館調査票等」ということで、この中で、まず「職員数」に関する調査項目におきまして、従前は「館長又は分館長」、「公民館主事」と「その他の職員」の3区分別に把握していたところですが、今回、更に3区分の合計欄を追加した上で、合計欄の内数として「社会教育主事有資格者」の数を専任、兼任、非常勤等別に把握するための区分を追加することとしております。

これにつきましては、公民館職員における社会教育主事の有資格者に関するデータは、やはり公民館の質の確保という観点から、今後の公民館における社会教育活動の充実に資するものであり、また、その社会教育主事の有資格者を専任、兼任、非常勤別で配置する場合、社会教育活動への寄与度というものはそれぞれ異なるであろうということで、この変更はおおむね適当と判断しておりますが、これも若干ではありますけれども、言葉の問題ですが、1点確認が必要と考えております。



19ページ一番下の「確認事項」の記載のとおり、本当に言葉の話ですけれども、区分別の用語として「うち社会教育主事有資格者」となっておりますが、他の調査票の同種の区分別の表記と合わせて、「うち社会教育主事の資格を有する者」と平仄をとった方が良いのではないかということが1点です。

それから、次、審査メモ21ページを御覧いただければと思います。

「公民館調査票等」で「職員に対する研修の実施の有無」等に関する調査項目ですが、職員に対する研修を実施している場合、その研修の実施（派遣）に係る選択肢の一つとして「民間」を追加する計画です。これにつきましては、平成22年の国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した、公民館の職員の研修に関する実態調査の結果によりますと、公民館のうち約7割が、職員が参加した館外研修の主催者として社会教育関係団体や民間団体を挙げているということで、これまでこの調査の中で6の「その他」を選択したケースの中には、こうした社会教育関係団体や民間団体の行う研修に派遣される例が多く含まれているであろうと考えられることから、今回、選択肢に民間を追加することです。

これにつきましては、研修先の実態のより詳細なデータは、やはり適正な研修体制の在り方についての助言等といった検討の際に有用であろうということでおおむね適当と判断しておりますが、これにつきましても1点確認が必要と考えております。

21ページ下の「確認事項」の記載の部分ですが、先ほどの実態調査の結果によりますと、公民館の職員が参加した館外研修の主催者は、社会教育関係団体が約7割強であるのに対して、民間団体が1.8%という実態を踏まえると選択肢の表現としては「民間」ではなくて、例えば「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」といった表記の方が適当ではないかということですので。

この関係の説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 資料3-2の2ページの(イ)、(ウ)です。

まず、(イ)の名称の方ですが、御指摘を踏まえ、「うち社会教育主事の資格を有する者」に変更したいと思います。

続きまして、(ウ)ですが、研修の実施関係です。今回追加予定の民間の選択肢は、公民館の職員の研修に関する実態調査報告書における「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」と「民間団体（企業を含む。）」を合わせて、同調査における7割強の状況を押しえようとしております。また、この区分は公民館調査だけではなくて、図書館、博物館も変更することとしております。そのように共通のものとするにより、施設の種別間の相違の比較分析が容易になると考えています。

なお、指摘を踏まえまして、選択肢の表記ですが、「民間（社会教育関係団体、企業を含む）」と修正するようにしたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、「(イ) 職員数」から「(ウ) 職員に対する研修の実施の有無」までについて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

青山専門委員、どうぞ。

○青山専門委員 21ページの「確認事項」の3行目から4行目のところなのですが、「民間団体（企業を含む。）」が1.8%にとどまっているので、民間ではなく、これを社会教育関係団体等に統合させるというようなことだと思うのですが、恐らく回答項目が「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」という文言ですと、実際に企業などが実施していた場合、ここにチェックをしないのではないかという危惧があります。多分それはまた「その他」に回るのかなというような印象を持ったのですが、この6の「民間団体（企業を含む。）」というところは、例えば、「その他民間団体（企業等を含む）」というような形にはできないでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官 そういうこともありまして、今回、私ども、当初、選択肢6の「民間」としていたところを、企業も含むような形にするために「民間（社会教育関係団体、企業を含む）」というように明示したいと考えているところです。

○青山専門委員 失礼しました。私の聞き違いで、それであつたら大丈夫かと思えます。

○白波瀬部会長 こちらからの指摘を受けて対応という。

○青山専門委員 失礼しました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、鈴木専門委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 同じところなのですが、社会教育関係団体という用語にとっても違和感を感じるわけで、社会教育関係団体は社会教育法で規定しているものであって、それは平たく言えば、ボーイスカウトやガールスカウトや地域の文化協会を大体指すわけで、これらの公民館連絡協議会とか社会教育委員の連絡協議会というものは、通念として、多分、社会教育関係団体という言葉は使わないと思うのですが、用語が適切ではないと思うので、「社会教育の関係の団体」とかそういうように言わないと、多分、行政の方は混乱すると思うのですが、その辺り、きちんと確認をした方が良いと思います。

これは民間ではないのですよ。要するに、行政というか市町村が分担金を出してそういうものをつくる、大体そういうようなことなので、民間などという認識は多分ないと思うし、都の人が来ていらっしゃるから分かるかと思うけれども、その辺り何か用語を適切なものに変えた方が良いかなと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 これは質問です。社会教育については私は全くの素人なので、この調査に答えられる方はよく分かっているので恐らく混乱はないだろうとは思っていますが、ただ、これらの選択肢を最初から順番に見ていきますと、まず、公民館なら公民館で、つまり自分のところで行ったというものがあります。そして、次は公民館自身ではなく、市区町村（municipality）内の他の場所で行った。そしてその次が、それ以外の都道府県で行った、国の施設で行った。こういうことですか。そして、その次に民間とあります。つまり、現行と変更案を比べると、「その他」を「民間」と「その他」に分けて、民間だけでは分かりにくいので、今回の御提案は括弧を加えて、社会教育関係団体若しくは企業を含むような形で修正をしたいということですね。

そうすると、先ほどから専門委員のお話を伺っておりますと、民間といえば企業を含むということは非常に分かりやすいのですか、社会教育関係団体若しくは社会教育に携わる民間団体を、公ではなく民間であるけれども社会教育に携わる団体という意味でここにはお書きになったということなんでしょうか。そして、それは回答する側からみてははっきりとわかるのでしょうか。この設問には複数回答が可ですので、そんな峻別は必要ないと言われればそうなのですが、混乱はないのでしょうかという質問です。

○白波瀬部会長 では、鈴木専門委員からの御指摘も併せまして、御回答は次回までに準備していただけますか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 次回御説明させていただきます。

○白波瀬部会長 では、カテゴリーの問題で、私も素人なので、同時進行で勉強しているのですけれども、私も分かりにくいなというのがあります。ここでは基準として何が、要するに民間ということを中心に知りたいというのであれば、それを中心としたカテゴリーの名前にしていただいた方がより一般には分かりやすいかなという気持ちもしていますが、よろしく御検討いただきまして、資料提出の方をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

では、次に進みたいと思います。

審査メモの23ページです。「(エ) 施設・設備の有無」から25ページ「(カ) 公民館運営審議会等の構成」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。審査メモの23ページです。

引き続き「公民館調査票等」ということで、まず、今回、この中の「施設・設備の有無」に関する調査項目におきまして、選択肢として「調理室」の有無を追加するという計画です。これは、東日本大震災の際に公民館について避難所としての機能が再認識され、そうしたことから、災害に必要な施設・設備として調理室が想定されるということで、その有無を把握するために追加するものです。

これにつきましては、地方公共団体における地域防災計画の策定、あるいは、公民館の避難所としての機能の強化のための支援策の検討といったものに資するであろうということで適当と考えているところです。

次が、審査メモ24ページです。

「公民館調査票等」の中の「受動喫煙防止のための対策の方法」に関する調査項目についてです。

この項目では、受動喫煙防止のための対策の方法に係る各選択肢の表現について、現行では、末尾が「～していること」又は「～していないこと」というようになっておりますが、これらを「～している」又は「～していない」という形に表現を改めることとしております。

これにつきましても、選択肢をより簡明な表記にして分かりやすくするということが適当と考えております。

次が審査メモ、25ページです。「公民館調査票等」の中の「公民館運営審議会等の構成」に関する調査項目についてです。

これは、先ほども御説明いたしました社会教育委員と基本的に類似の話ですが、公民館運営審議会の委員に関しては、現行では、社会教育法において4つの区分、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、この区分に応じて数を把握していたということですが、これらの区分に「その他条例で定める者」を追加するという計画です。

先ほどの社会教育委員と同様のパターンで、公民館運営審議会の委員は、社会教育法によって現行の種別の方々の中から市町村の教育委員会が委嘱することになっていたわけですが、地方分権の関係法令により、社会教育法が一部改正され、この社会教育法上の公民館運営審議会の委員の委嘱基準が削除されまして、この委員は文部科学省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされたということです。

こうしたことから、市町村条例によりまして従前の方々以外の方も公民館運営審議会の委員に委嘱することが可能になったということで、選択肢の一つとして「その他条例で定める者」という部分を追加するということです。

これにつきましては、公民館運営審議会の委員の委嘱の実態のデータは、その委員の構成とか委嘱内容についての整備・充実といった関連の検討の際に有用であろうということで、私どもとしては適当と考えているところです。

御説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

「(エ)施設・設備の有無」から「(カ)公民館運営審議会等の構成」までにつきまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

ありがとうございます。この件につきましては、特に御意見がないようですので御了承いただいたものといたします。

それでは、審査メモの27ページ、「(キ) ボランティアに対する研修の有無」から30ページ、「(ケ) 託児サービスを実施した諸集会」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモ27ページです。引き続き「公民館調査票等」ということで、この中の、まず、「ボランティアに対する研修の有無」等に関する調査項目ですが、この中の研修の実施回数に係る事項を削除するという計画です。

これは、ボランティアに対する研修につきましては、その内容が各地域、あるいは各施設の状況に応じて様々であり、また、その内容を規定する法令等は存在せず、一律にこれを政策的に指導する必要性は乏しいということで、これまで実施回数のみを把握していたところです。ただ、研修の実施回数に係るデータは必ずしも有意な情報ではなく、また、実施回数自体は過去2回の調査結果から一定の傾向が把握できたということで、今回削除することとしたいということです。

これにつきましては、報告者負担の軽減も図られ、かつ、調査の必要性が乏しい事項ということでもありますので、おおむね適当ではないかと考えておりますが、ただ1点確認が必要ではないかと考えております。

具体には、27ページ一番下の「確認事項」に記載しておりますとおり、研修の実施回数の把握は必要ないが、研修の有無は引き続き把握する必要があるということですが、そういう有無が必要だと判断する理由はどのようなことなのか。研修の有無だけを把握して、その結果はどのように活用できるのかということです。

次に、2ページほど飛んでいただきまして、審査メモ29ページです。「公民館調査票等」の中の「利用状況」に関する調査項目です。

この項目では、調査対象施設がその使用を許可した団体数及び利用者数の述べ人数の把握に当たりまして、従前、区分名を「団体数（団体）」及び「利用者数（人）」としておりましたが、これらを「延べ団体数（団体）」及び「延べ利用者数（人）」と、それぞれ「延べ」という言葉を追加するということです。

これについては、そもそもこの項目の団体数及び利用者数は延べ数を報告するものであるということで、これを明示することで報告者の誤解を防止して、より正確な報告を求めるといっておおむね適当と判断しておりますが、ここについても1点確認する必要があるのではないかと考えております。

それが29ページの「確認事項」に記載しているところですが、この表側の各団体の区分ですが、青少年団体とか女性団体、成人団体、高齢者団体及びその他の団体、この5区分の定義はそもそも明確なのか。例えば「高齢者団体」というと、細かいことを言えば、大体何歳から高齢者なのだろうかとか、団体の構成員のどの程度の割合が高齢者であれば高齢者団体になるのかとか、そういった意味で定義が明確なのかどうかということ

す。

それから、また1枚おめくりいただきまして、審査メモの30ページです。「公民館調査票等」の中の「託児サービスを実施した諸集会」に関する調査事項についてです。

この項目では、従前、託児サービスを実施した諸集会の件数を把握していたわけですが、今回、託児サービスを実施した諸集会の有無のみを把握するように改めるという計画です。これは、諸集会の研修自体は時系列的に大きな変化がなく、一定の傾向が把握できたといった判断により削除することとしたいということです。これは、報告者負担の軽減が図られるものではあるのですが、更なる検討が必要ではないかと考えております。

具体には、30ページ下の「確認事項」の記載のとおり2点ありまして、まず1点目として、これも先ほどと似たような話ですけれども、託児サービスを実施した諸集会の件数までは把握する必要はないが、集会の有無を把握する必要があるということで、その理由はどういうことなのだろうか。集会の有無のみの調査結果はどのように活用できるのかということが1点です。

それから、2点目として、諸集会については今回こういう変更を行うということですが、一方、学級・講座に関する調査項目では、引き続き託児サービスの実施件数を把握するというので、両項目の間で取扱いが異なるのはどういう理由によるものなのかという2点です。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 資料3-2の2ページの最後から3ページにかけてです。回答は3ページからになります。

まず最初ですが、「ボランティアに対する研修の有無」の関係です。

社会教育施設の運営、ボランティアの協力は重要です。それから、各施設のボランティアを有効活用しているかどうか把握することは必要です。ですから、研修の実施の有無については、今後も必要であると考えております。

ただ、その内訳である実施回数については、ボランティア活動の内容とか参加者数など個々の施設の事情により回数変動する部分もあるという意見を頂いております。そういうことから、報告負担軽減の観点から削除したいと考えております。

次に、(ウ)の「利用状況」ですが、団体の利用の区分については年齢的な基準を設けているわけではありません。高齢者団体については、おおむね60歳以上を想定しております。では、それを誰が判断するかということですが、利用者団体がその団体の主たる活動目的や主要な構成員を考慮して選択しているというところです。

ちなみに、おおむね60歳以上とは、高齢者向けの学級・講座のことに関連して、手引では、おおむね60歳以上の高齢者のみを対象とする高齢者教室云々ということで、高齢者イ

コール、おおむね60歳というところは、他のところでは示しております。

それから、(ケ)ですが、まず、①の方です。①、②ですが、諸集会、学級・講座、これは両方とも託児サービスを実施しているかどうかは非常に重要ですので、それは引き続き把握していきたいと思っております。

しかしながら、①の諸集会の方ですけれども、1回限りのところもあるというような位置付けですが、正に地域住民の年齢構成とかいろいろ影響ある、件数までは不要ではないかという声を聞いております。それから、一定の傾向も把握できているということです。ですから、託児サービスを実施しているということが把握できればよろしいのではなからうかということに削除したいと考えております。

②の方ですが、学級・講座の方は継続的に何回か開催される、そういう点で諸集会と異なります。こちらの方は、引き続き実施の有無とその回数についても把握していきたいと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

「(キ) ボランティアに対する研修の有無」から「(ケ) 託児サービスを実施した諸集会」までについて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

青山専門委員、お願いいたします。

○青山専門委員 30ページの「託児サービスを実施した諸集会」等で、集会数をなくすということだったのですが、例えば託児の件数を入れることで託児サービスを要する集会をより推進するというものがあるのであれば、やはり件数を入れておいていただいた方がよいのではないかという意見です。例えば6、7ページのところで「社会教育主事の資格を有する者」を入れるという趣旨に、そういった有資格者を増やしたいとか、職員に対する資格取得を促したいという意図があるというお話があったもので、これに関しても託児サービスを1回でもしたことがあれば1の「有」で、ある意味、このハードルを我が館はクリアしたのだという形で過ごされてしまうよりは、件数があった方がより託児サービスの推進という点からは有効なのではないかという意見です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私も賛成です。託児サービスを1回実施して、これでクリアというお話がありました。何度もそういう集会を実施して、その度にきちんとこのようなチャイルドケアサービスを行っていたというのと、一度でもサービスを実施したかどうかというのでは大きな差があると思います。サービスの内容と頻度がある程度分からないといけないと思います。施設というハードウェアが大事なのではなくて、その施設がどれぐらいの回数、こういうサービスを提供できたかということがむしろ大事なのではないかと思います。

また、31ページに、回数と施設数が示されていますが、1つの施設について平均実施回数を出すと延べ3回ぐらいとなり、確実には言えませんが、平均実施回数が上がっ

てきているように思います。ですので、施設数とサービスの実施回数の両方の情報があつた方が良いのではないかと思います。この社会教育調査の趣旨の一つには、学校教育以外の社会教育、つまり青少年教育や生涯学習教育の内容を調査し、それを行政に資するとするということがあるかと思いますが、全ての政府調査、特に基幹統計調査は、国民が望むような適切な行政サービスを行うことを目的とするものではないかと思います。当然、ここで収集する情報は託児サービスを提供する側からの情報であり、サービスを利用する側の情報についてはここで聞くことはできません。しかし、現内閣の「骨太の方針」でも女性の積極的な社会進出や社会活動を支援するということがうたわれており、こういった面からも、これは非常に有用なデータです。今までの調査でも託児サービスの回数についての情報は収集されており、回答することはそれほど難しいことではないだろうと思いますので、費用対効果の問題はあるわけですが、託児サービスのある集会の回数についての質問も残しておかれるべきであろうと思います。むしろ、このような質問が今までなかったら付け加えるべきだと思います。今回の変更案は、ある意味、社会的な変化に逆行しているのではないかと思います。繰り返しになりますが、集会数についての情報も今回の調査で是非収集されるべきであり、今までの調査では収集されてきたデータですから、今回の調査で逆行しない方が良くと思います。

ついでにボランティアに対する研修の実施についてですが、28ページに19年と22年の調査の結果が出ていて、ここに研修の回数についての設問を削除する理由として、これまでの調査の結果、傾向が分かったためとされています。しかし、調査の結果は19年と22年の2回しかなく、2回の調査で傾向が分かるのかなと少し疑問に思います。これら2回の調査結果によるボランティア研修を実施した施設数と研修の回数を見ると、研修を数多く実施している施設が減る傾向にある一方、研修回数が1回のところが増えています。これは心配される傾向で、確かに数多く研修をやることは施設にとって大変かもしれないのですが、研修の回数を報告することはそんなに難しいことではないのではないかと思います。だって、実施したかどうかを回答するために、実施した回数を数えますよね。調査前1年間だけを把握すればよいわけですから、こういう情報を取ることはあまり難しいことではないのではないのでしょうか。先ほどと同じ理由で、以前は施設数だけを取っていたものを、研修の回数についても情報も取るということは、ハード（施設）についての調査から、施設が提供する社会サービスの内容についてのより多様な、より詳細なデータを取る調査に変えていくという意味では、むしろこれは削らない方が良いのではないかと思います。当然、報告者負担というものはありますが、この情報は既に今まで把握してきたものであって、むしろこれは回答するのが結構大変だなと思うような質問、例えば先程議題にあがった19ページにある変更案の社会教育主事の有資格者数の合計を出して、「うち社会教育主事の資格を有する者」を書くという質問は回答するのが結構大変ではないかと思います。ですから、報告者負担の軽減も大事だと思いますが、行政サービスとしての社会教育サービスという視点から考えたとき、この設問は残された方が良いのではないかと考えます。



一定の傾向がみられるとされていることはどういうことを意味するのかよく分からないのですが、回数1回のところに収斂している傾向が、この2回の調査からは見られます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、黒澤委員、お願いいたします。

○黒澤委員 今の意見に付け加えてなのですけども、まず、託児サービスについては、時系列的に大きな変化がないということなのですが、かなりあるように見てとれるのではないか。そして、津谷委員がおっしゃったことに全く同感でして、これはやはり大事なので取っていただきたいと思います。

それからもう一つ、ボランティアに関してなのですが、よく国際比較的に見て、日本人は寄附の額も個人的に非常に少ないですし、社会貢献に費やした時間を見ても少ないと言われたりします。しかしながら、大震災の後、個人ボランティアが大変活躍したというようなことが海外で評判になったりもしています。実は私、今度、国立オリンピック記念青少年総合センターで講義するのですが、そこで日本人の社会貢献はどのようになっているのだということを聞かれていまして、いろいろ統計を調べたのですが、なかなかないですね。その中で、こういった公的な社会教育機関でボランティアの研修を実施しているという、これは国際的に見ても貴重な情報なのではないかと感じます。

28ページの表を見ましても、ボランティアをしている施設数は時系列的にもほとんど変化がないですね。しかしながら、何で実施しているかはかなりバリエーションがありますので、この辺りはきちんと把握しておく情報なのではないかと思いました。

以上です。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○津谷委員 更に黒澤委員の御意見に付け加えて、この28ページの表についてですが、ここでは回数がカテゴリーになっているから正確には分からないのですが、今回の調査では利用状況を研修を実施したか否かだけで取ろうということになっているわけです。施設数に研修回数の平均値を掛けると、延べでどれぐらいのボランティアに対する研修をしているのかということもある程度推計はできます。カテゴリーですから各カテゴリーの中間点を取ることで、ある程度、ボランティアに対する研修の量を推計することができます。何についての研修なのかによって実施回数が変わってくることは当然ですが、研修を実施したか否かだけではなく、実施回数についてもデータを収集することで、より緻密な情報が入手できることになります。これは、むしろこの調査のアピールポイントになり得る可能性もあると思います。

先ほどの託児サービスについて一言付け加えますと、参加される側から見た場合、その集会で子供を預かってもらえるから行きたい、行こう、続けていこうという意欲が湧いてくるのではないかと思います。社会教育調査は従来の箱物つまりハードウェア中心の調査から、それに加えて、ソフトの情報も取る調査に変わろうという基本計画の方向性を考えても、これは落とすべきではないのではないかと思います。

○白波瀬部会長 御意見を頂きましたが、実施者の方から何かありますか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 再度検討しまして、次回御説明させていただきます。

○白波瀬部会長 鈴木専門委員。

○鈴木専門委員 今、津谷委員から19ページの表で社会教育主事の有資格者の方が大変だというような。

○津谷委員 はい、そうではないかと思いました。

○鈴木専門委員 実態として、市立の公民館ですと全人数が3人とかですから、あなたは持っているよねというように、基本的には全部把握できている話です。

○津谷委員 簡単に記入できるのですね。分かりました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

全体の意見としては少し逆行している感が否めないということですので、再度御検討をお願いいたします。

本日は、私の方の不手際でして、予定の時間を既に超過いたしました。本日の審議はここまでとさせていただきます。皆様の熱心な御議論、いつものことながら感謝申し上げます。

実施者の文部科学省に至りましては、かなり宿題等がありますが、検討いただきまして、作業の方をよろしくお願い申し上げます。

また、次回の部会では、本日の審議予定事項で積み残しになった部分や、前回答申の今後の課題における指摘事項への対応状況などについて審議を行うこととしております。

それでは、次回の部会について事務局から御連絡をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は、11月28日（金曜日）の14時から、本日と同じこちらの会議室で開催いたします。次回につきましては、本日の審議予定事項で積み残しになった部分や、前回答申の今後の課題における指摘事項への対応状況、前回答申の今後の課題における指摘事項への対応状況などについて御審議いただきたいと考えております。

本日の冒頭でもお話ししましたが、統計（結果表）様式の案につきましては、御意見、御質問や、次回の部会において審議に必要な資料などがありましたら、準備の都合がありますので11月17日（月曜日）までにメール等適宜の方法により、統計審査官室まで御連絡ください。

それから、本日お配りしている資料ですが、委員・専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみお持ち帰りになり、その他はそのまま机の上に残しておいていただいで結構です。私どもで保管いたしまして、次回部会の席上に御用意いたします。

なお、お持ち帰りいただいた資料は、必ず次回の部会に御持参してください。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

部会の結果概要につきましては、事務局からメールにて御照会いたしますので、対応の方をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。ありがとうございました。